

参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和四十六年三月九日(火曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

三月六日

山崎 竜男君

補欠選任
菅野 儀作君

三月九日

菅野 儀作君

補欠選任
山崎 竜男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

若林 正武君

熊谷太三郎君

増田 盛君

藤原 房雄君

嶋崎 均君

初村龍一郎君

安田 隆明君

山崎 竜男君

吉武 恵市君

和田 静夫君

市川 房枝君

政府委員

警察庁長官

警察庁長官官房

警察庁刑事局長

警察庁刑事局保

安部長

事務局側

常任委員会専門

員

鈴木 武君

説明員

通商産業省重工
業局次長

山形 栄治君

本日の会議に付した案件

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○委員長(若林正武君) ただいまから地方行政委
員会を開会いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないま
す。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○市川房枝君 拳銃なんかの密輸のことがときど
き新聞なんかで報ぜられていますけれども、その
密輸の状況及び国内でどういうふうになされてい
るか、実態を伺わせていただきたいと思いま
す。

○政府委員(長谷川俊之君) お答え申し上げます。

拳銃の密輸事件で検挙をいたしております状
況は、昭和四十四年は二十五件ありまして、押収
しました拳銃は三十三丁でございます。昭和四十
五年は三十五件ありまして、押収しました拳銃は
七十八丁でございます。これらの拳銃は大部分が
暴力団のほうに流れ回っているように思われるので
ございます。すなわち、昭和四十五年の七十八丁の
うち、暴力団の関係の者が直接輸入したことが
はつきりいたしましたものが五丁、それから暴力
団と結託をしておりますものが四十三丁
でございます。その他三十丁につきましては、若干
は拳銃マニアといえますが、そういうことで密輸

入したものがあのように思われますが、大部分に
つきましては、はつきりいたしません、買ひ
手をさがしている途中で逮捕したものでございま
す。

以上の状況でございます。

○市川房枝君 当局で検挙したのはそれだけの数
ですね。しかし、実際にはまだもっとあるんだろ
うということが予想されるんですが、そういうもの
を取り締まる、防ぐといいますが、発見のため
にどんなふうな努力をしておりますか。

○政府委員(長谷川俊之君) 拳銃はじめ銃砲の不
法所持、そういうものにつきましては、保安警察
の最重点の一つとしていたしまして、警備をいたして
おるわけでございますが、特に密輸関係につきまし
ては、やはり過去の例を見ますと、船員の方と
か、あるいは旅行者の方とか、そういう飛行機な
いし船、そういったものを御利用する方が非常に
多いわけでございます。そういうことで、そういう
方々に対して平素から警察でもいろいろ教えて
いただくとか、あるいは港関係、あるいはそういう
方々の出入りする場所等につきまして捜査を進
めまして、取り締まりの実効を期しておる次第で
ございます。

○市川房枝君 それはいまもちょっとお話に出ま
したけれども、無許可で所持しておる者がそうい
う中にあるわけですね。無許可で所持している人
たちの数といいますが、あるいはそういう職業と
いいますか、その実態はどうなっております
か。

○政府委員(長谷川俊之君) 無許可で所持いたし
ておりますのは、いわゆる不法所持ということ
で検挙をいたしておるわけでございますが、拳
銃は、昭和四十五年について申し上げますと二
百四十五丁検挙いたしているわけでございます。

で、これは半数は暴力団関係が持っております。
残りの半数はいろいろな職業の者でございます。

それからいわゆるライフル銃とか散弾銃とか空気
銃とか、こういったものが合計いたしまして約千
七百丁くらい不法所持で検挙をいたしておるわけ
でございますが、ここに至りますと非常に職
業は雑多でございます。暴力団もおりますけ
れども、いろいろ、農業をやっておる方、船員
の方、またいろいろ雑多でございます。

○市川房枝君 その不法所持の発見はどうなさ
ておりますか。

○政府委員(長谷川俊之君) いろいろな態様がご
ざいますが、一つは銃器を使った事件がございま
す。そういうときにそれを端緒としまして不法所
持を発見する、あるいはいろいろ捜査等で聞き込
みをやっております際に、だれだれがどうも不法
所持の銃砲を持っているらしい、こういうような
ことを端緒を得ましてそして捜査に入ると、こ
ういふようなことが多いように思います。

○市川房枝君 事件の起こったときに発見する
ということのように伺ったんですが、それよりほ
かにしうがないでしょうか。

○政府委員(長谷川俊之君) 事件の起こった場合
だけでなく、この銃器の不法所持というものは
いろいろ治安上問題でございますので、特に暴
力——最近におきましては、最近のみならず、前
からそうですが、暴力団の取り締まりにつきま
しては、銃器の押収といいますが、そういうた
うなことを最重点にいたしましていろいろの努力を
いたしているわけでございますが、そういう方法
によりまして、未然にも銃砲の押収ということ
をいたしておる状況であります。

○市川房枝君 密輸の件でも不法所持の件でも、
やっぱり暴力団というものが浮かび上がってくる
のですが、暴力団についてはいろいろの問題があ

りますけれども、やはり暴力団そのものの取り締まりといいますが、そのものを減少させるというところにある問題があると思うんですけれども、暴力団というものについてどう考えていますか、これは長官から伺います。

○政府委員(後藤田正晴君) 暴力団の取り締まりにつきましては、警察としては過去ずっと重点取り締まりということでやっておりますが、御承知のとおり、暴力団そのものがなくなるといふことは、私は実際問題としてはむずかしい問題だと思ひます。ただ、やはり暴力団の存在が善良な市民の社会生活を脅かしているということでございまして、私としては少なくとも暴力団取り締まりというものは、市民生活に脅威を与えるといったようなことのない程度にまでは反復取り締まりをやる。暴力団に対しては私はきめ手というのはなかなかむずかしい。やはり警察としては、何回でも何回でも取り締まりを繰り返していく、これ以外方法がないのではないだろうか、かように思っております。ねらいとしては、私どもとしては、やはり暴力団の組織を壊滅をさせる、こういうねらいでずっと取り締まりをやっております。

で、昨年は、暴力団の実態が、どうも新しく開発しておる地域であるとか、あるいは温泉その他の歓楽地域、こういうところにある問題が生じておるといふことで、全国に数十カ所の指定地域というものを作りまして、そこに警察力を集中して取り締まりをやっております。しかし、その後の実態から見ると、これはまだ不足だといふことで、昨年の暮れから全国一斉の取り締まりをやりましたが、さらに年が明けまして本年に入っても一回これは強化をしようといふことで、今日、本年度の刑事警察の一つの重点事項として暴力団の組織壊滅、しかも、それは従来言われておりました頂上作戦といふだけでは不十分だといふことで、今日刑事警察の大きな力をさいてやっております、かような実態でございます。その際に、いろいろ取り締まりの重点をきめて

おりますが、一つは、御質問のございました暴力団にこの種の銃器が相当に流れておる疑いが濃厚でございますので、銃器取り締まりということをして暴力団の取り締まりの中の一つにあげてやっております。いづれにいたしましても、暴力団問題というのは、警察にとつては私は断絶の絶えざる課題である、こういうふうな考えでやっております。今後とも暴力団の壊滅作戦は常時反復してやっております、かように考えております。

○市川房枝君 いま長官からお話のように、暴力団の壊滅といふことは、頂上作戦といふことは、御努力になつておることは、私も新聞で拝見をしたのでありますが、前にもときどき重点を置いてなすたことも承知しているのですけれども、一度してもまた起こってくるというふうな状態で、これは私、原因はいろいろなところにあるので、警察だけに責任はもろくないと思ひますけれども、まあもつと、政治と暴力団とのつながりということもしばしば問題になつておりますし、一番大きな問題は、政治の政治姿勢というところにあるかと思ひますが、きょうはその問題でなく、銃砲の問題ですから、またいづれ暴力団の問題についてはあらためて伺いたいと思ひます。

この間、銃砲、銃弾の強奪事件で、警察のほうでだいぶお骨折りになつておりますが、あの事件はその後どうなつておりますか、どういふふうになつておりますか。まあ場所なんかも発見はできておるようですね。

○政府委員(高松敏治君) あの事件につきましては、御承知のように、事件直後の緊急配備で、警視庁で二名の者を検挙いたしました。それをその後ずっと調べてまいりまして、大体これが真岡の塚田銃砲店に入つた人間に間違いなくいふふうな物的証拠、その他鑑定から申しまして間違いなくいふ確信に達しました。

自後その者を中心に調べを進め、それから小山、下館、その他のあの付近におけるアジトの発見といふふうなことを関係府県を動員いたしまして捜査をいろいろ続けまして、最後に長岡のア

ジトで銃銃一丁と盗まれた空気銃一丁、それからたまたま二千数百発だと思ひましたが、それを発見しました。残る銃銃九丁とたまたま、おそらく三百発くらいと思はれるものが現在未発見でございます。

これにつきましては、警察としては全力をあげてこれを発見するというところで、捜査は単に東京あるいは栃木ということではなく、ほとんど全国をあげていまその発見につとめておる次第でございます。

○市川房枝君 あの事件の教訓がこの法案の改正には――これは時期があとだから入つておりません。その点はどうか。まあ、これでもいいのか、あるいはもっとこういふ点をこしらへなければならぬというふうな当局には御意見はないのですか。

○政府委員(長谷川俊之君) あの事件の一つの問題といつたしまして、やはり銃砲店における銃器の保管の状況といふことが、保管に欠点があつたといふことが言えると思ひます。この点につきましては、今回の法案で附則のほうにおきまして武器等製造法の一部を改正いたしまして、安全な保管庫に、たとえ分離をいたしまして安全に保管をさせるということを御提案いたしておるわけでございますが、これが行なわれれば、相当程度効果があるのではないかとおもうと思ひます。

その他、たとえば銃砲店と警察との警備装置の問題とか、そういうこともいろいろ考えさせられる点もあつますが、これらにつきましては、銃刀法の問題と直接かかわる問題ではないのではないかと、かように考えております。

○市川房枝君 いまの保管設備を厳格にしたといふことは、まあ今度の事件がなくてもお考えになつていて今度の改正案になつたやうなわけですね。弾丸についてはその義務がないのですか、どうですか。銃砲に対しては厳格にするけれども、弾丸に対しては保管義務がはつきりしない。今度の法案に入つておりませんか。それはどうですか。

○政府委員(長谷川俊之君) たまにつきましては、法律からいいますと、火薬類取締法によりましてそれを規制されておるわけでございまして、それで、現在の火薬類取締法におきましては、まあ塚田銃砲店は火薬もたしか一緒に許可を受けていると思ひますが、そういう火薬を販売する店につきましては、まず火薬庫を持たなければならぬといふことになつております。それからまた、ふだん売る小出しのものは庫外貯蔵庫という、これは通産省のほうの御指導で金庫とかロッカーとか、そういう安全なものの中に入れておかなければいけないといふことになつております。さらにこれは個人の場合でも販売店の場合でも一絡でございしますが、ごく少量、たとえば千発以内とか、そういうものは盗難ないし火災の予防のできる安全な場所に置かなければならぬ、こういう規定になつておるわけでございまして、しかし今回の事件を見ますと、段ボールの箱の中に相当量置いてあつたといふことで、まあ規定はあつたわけでございしますが、必ずしも十分に守つておらなかつたといふ状況もあつたわけでございします。

○市川房枝君 弾丸の保管はほかの法律でできているのだ、こういう御説明なんですけれども、そうすればこつちの銃砲刀剣類所持等取締法の中では規制する必要はないといふか、いまの程度のお話だと別に、今度のようには盗もうと思へば盗めすわね、簡単に。その点はどうなんですか。やっぱり刀剣と銃砲とつきもののような気がするのですが、何か一緒にしたほうがかえつてわかりやすいのか、実際に施行なさる場合にも便利じゃないですか、その点どうでしょう。

○政府委員(長谷川俊之君) 仰せのとおり、戦前の法律は銃砲と火薬と一緒の法律でございまして、しかし戦後はずっと二つに分かれておりました。火薬類につきましては、やはりそういう銃砲のたまたま火薬類だけではない、産業用の火薬とか、いろいろたくさんございしますから、やはり一つの法律ではいろいろ不便な点があるんじゃないかといふふうにおもわれます。現在の火薬類取締法のた

まの問題につきましても、一応抽象的にはただいま申し上げましたような規定になっておるわけでございますが、やはりしさいに検討いたしますと不十分な点があると思つてございします。そういうことで、私どもも通産省の關係当局のほうとよりより協議をいたしております。通産御当局におかれましてもそういう点について検討いたしておる段階でございします。

○市川房枝君 今度ライフル銃所持の許可基準が少し厳格になりますね。しかし既得権については何もありませんけれども、それはどうなんですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 今回のライフル銃の規制につきましては、最近のライフル銃の状況を見ますと、ほかの銃砲は必ずしもふえておらないにかかわらず、ライフル銃がかなりふえてまいつておる、こういうことで、それが一たん使われますと、たいへん数は少のうございしますが、国民にたいへん衝動を与える事件が起きます。こういうことで、将来に向かつてひとつこれらの増加の抑制をいたしたいということに重点を置いたわけでございます。

もちろん現在所有しておるものにつきましては、いろいろ検討いたしたわけでございますけれども、一氣にこれを少なくするということは、なかなか既得権の尊重という観点からむずかしいんじゃないか、こういうふうな考えたわけでございますが、御意見のとおり、やや甘いという御批判はあろうかと思ひます。

○市川房枝君 やつぱりある程度、既得権だけでも、それが非常な人命の損傷に関する重大な關係がありますから、ある程度やつぱり制限をすべきと思つてございします。少し既得権の過保護といひますか、優遇過ぎ、甘いといひますか、そういう感じを持つてゐます。

それから今度の法律では模造の拳銃だとか、あるいは刀剣類は一応禁止をされるんですね。ただ金属性のものだけですね。その内容はあれですか、総理府令でどんな内容になりますか、その点どんな内容になりますか。

な内容になりますか。

○政府委員(長谷川俊之君) 模造の拳銃につきましては、総理府令でこういうふうなことにいたしたいと現在検討いたしております。それは外観上本物の拳銃でないということがはつきりわかるような措置が施されているか、たとえば銃身部に白であるとか黄色であるとかという着色を施してあるとか、一見してそれを本物でないということがわかるとか、さらに銃口を完全に閉塞してありまして、外からしてもそれが閉塞してあるということがはつきりわかるような、そういう措置を施されているものは模造の拳銃であるということにして、そういうことがしてないものは一切模造拳銃でないということにして、そういうふうなことにいたしたいということに検討いたしております。それから刀につぎましては、刀剣類というのがあるいろいろな種類がございまして、現在の銃刀法で禁止しております刀であるとか、やりであるとか、剣であるとか、なぎなたであるとか、そういう形をしているものであつて、そうして外観上これは本物の刀と区別が困難だ、そういうものを模造刀剣として制限をしまつてまいりたいと、こういうふうな考えております。

○市川房枝君 木製のは禁止の対象になつておりませんね、自由ですね。それは木製だつて金属製みたいに見せたら同じようなことだと思ひますし、それから、それをおもちゃに使うの、木製といひますか、私もはやつぱり賛成しない。やつぱり木製も禁止をすべきだと思つてゐます。ここのうですか、どうして木製はおはしになつたんですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 確かに木製でございまして、夜であるとか、そういうような場合には、おもちゃであるということがなかなか見抜けなない場合もあるかと思つてございします。いままでの模造拳銃等が犯罪に使つたものを見ますと、木製はもうほとんどないという状況でございします。そういうことで今回は、最も犯罪に大部分使われている金属製のものを対象とした

したわけでございますので、将来またそういう問題が起これば、そのときまた検討してよろしいんじゃないか。やはりおもちゃでございしますので、子供の何といひますか、おもちゃという面もある程度考える必要があるんじゃないか、そういうようなことを総合勘案いたしまして、金属製のものに限定いたしたわけでございます。

○市川房枝君 子供のおもちゃにはやつぱりそういうものを残しておいたほうがいいということでございますか。私も子供のおもちゃは、やつぱりそういうものはおもちゃとして使つてほしくないというか、製造してほしくないと思つてゐるけれどもね。それはどうですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 確かに先生のような御意見もあるかと思つてございします。が、おもちゃにつきましては、本日の新聞等にも出ておりますのでございします。いろいろ通産省あるいは厚生省等で全般にお考えをいただいております。ございします。銃刀法でやります以上は、やはりある程度具体的な危険性があるのはいけな、こういうことにするのが限界ではないかというふうな考えまして、ただいま御提案をしておるような案にいたしておるようなわけでございます。

○市川房枝君 まあ危険性がないというか、木製は危険性がないということになりますか。ちよつとそこところ納得しかねるのですけれども、そこで一応そう伺つておきまして、今度新たに麻酔銃は許可の対象に新しくお加えになりましたね。それどういふ理由でしようか。

○政府委員(長谷川俊之君) 動物麻酔銃は従前から許可をいたしておつたわけでございますが、従前は有害獣駆除のための空気銃ということで許可をいたしたわけでございます。ところが使用の実態を調べてみますと、なるほど野犬の駆除とか、そういうことも使つておりますけれども、動物園等におきましては、駆除というより麻酔をさせまして、そうして治療にも使うということでございします。その有害獣駆除のための空気銃というのは少し実態に合わないの、今回は二号の

ほうの「その他の産業の」と同じような動物麻酔を目的とする銃と、そういうふうにはつきりしたわけでございます。

○市川房枝君 そうすると動物を麻酔銃で撃つということは、殺す目的でないわけですね、そういうことに相当使われておりますか。私はあまりよく知らないのですけれども、どういふ場合でござい、動物園なんかで使われているのですか。あるいは一般の猟銃の場合にも使つてゐるのですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 現在許可をいたしております麻酔銃は六十丁ございまして、そのうち三十一丁は市役所でありまして、保健所のほうで所持をいたしております。これは野犬でありますとか、そういうようなことに、それから二十七丁は動物園でございまして、これは治療であるとか、そういうようなことに、それから二丁は動物を研究する学者の方がいろいろ研究のために動物を麻酔させるといふために使つておる、こういう状況でございします。

○市川房枝君 許可された猟銃または空気銃なんかに対して、打刻といひますか、総理府令で選定なすつてしるしをつけるというのですか、それはどういふしるしになるのですか。番号ですか。

○政府委員(長谷川俊之君) この打刻といひます。現在考えておりますのは番号でございします。数字でございします。で、現在も昭和四十一年以来、警察庁のほうにおきまして、猟銃につきましては電子計算機に登録をいたしておるわけでございます。それですべての銃には大体番号があるわけでございます。たまたま外国から輸入した銃に、いままであります銃と同じ番号のものがあつたことがございします。そういう場合は非常に困りますので、そういう場合に限つて違う番号を、指定した番号を打つていただく、こういうことを考へておるわけでございます。

○市川房枝君 その番号が、その製造のときの番号といひますか、製造者の番号と、だからそれとまぎれない許可の番号、これは無許可のものでなくちゃんと許可しているということ、大きく

はつきり第三者にもわかるようにつけていただくことにしてほしいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 今回考えておりますのは、先生のおっしゃるような趣旨のものではございませんで、あくまでも電子計算機に登録をいたしまして、たとえば犯罪等に使われた銃は、一体だれが持っていたものであるかというように、ことを調べるとか、そういうような目的のために考えておるわけでございますので、先ほど御説明したようなことを考えておるわけでございます。で、この銃が不法所持の銃であるかどうかというところは、許可証を同時に持つことになっておりますので、それによって識別できるのではないかと、いろいろに思うわけでございます。

○市川房枝君 やはり許可してはいないものの発見はなかなかむずかしいというか、何か犯罪が起これなければわからないというさつきお話をしたね。やはり銃それ自身はつきりと第三者からもわかるような、いわゆる無許可のものを所持する場合と、それが困難になるといいますか、何かやはりそういう目的も含めたら——これはしろうとの考えなんです、とも思うのですが、ただ登録の番号を小さくどこかすみっこにかなんかに入れて、それは取り締まる側といいますが、それだけでも目的を達するのかもしれないけれども、しろうとで考えれば、あの人の持っているのは許可されていない銃だということがわかるようにすればいいと思うのですが……

私の質問の程度でけっこうでございます。ありがとうございます。

○和田静夫君 もうかなり質問が尽きておりますから、なるべく重複を避けて質問いたしますが、まず、六ペーシのこの理由に、「最近における銃砲並びに模造けん銃及び模造刀剣類を使用する犯罪の実態にかんがみ」、この法改正を行なうというのでありますが、ここで言われている犯罪とは、具体的にどの犯罪をさしているのですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 資料のうしろのほうにも、銃砲等が犯罪に使われました件数等を揭示

をしてございますが、昭和四十五年を例にとつてみますと、銃砲を使用した凶悪な犯罪、殺人、強盗、強姦、傷害、恐喝といったようなものの検挙件数は七十七件でございます。昨年は四十二件という状況でございます。かなりふえておる状況でございます。さらにまた、模造拳銃や模造刀剣類を使用した同種の犯罪の検挙件数は、四十五年では百七十一件でございますが、昨年は百七件であったわけでございます。そういったように数が増えておりますこと、特にその中には、昨年五月ないし昨年三月発生いたしましたいわゆる航空機の不法奪取事件であるとか、あるいは船舶の不法奪取事件というように、そういう銃砲を使用した非常に特異な、国民に衝動を与えるような事件が起きていることをさしておるわけでございます。

○和田静夫君 それらの犯罪の一つ一つを検討された結果の論理的な帰結としてこの法改正案が出されたということであるならば、いま言われたようなハイジャック、シージャックなどを含みいわゆる犯罪の内容と改正点との結びつきを具体的にちょっと説明してください。

○政府委員(長谷川俊之君) 最初のハイジャックにつきましては、まだはつきりしない点がございますが、刀剣を使用したところのわけでございますが、この刀剣はいわゆる模造刀剣だというふうにいわれているわけでございます。したがって、この模造刀剣につきましては、今回は、現在のところは何の規制もございませんが、そういう理由のない携帯というものを禁止していきたい、それによりましていろいろの捜査なり犯罪の予防なり、そういうものはかかってまいりたい。それから船舶の不法奪取事件等について見ますと、これは最初の銃砲は個人が保管しておったものを盗んだのでございますが、その保管の状況が確か倉庫等に入れてあったというだけの状況でございます。やはりこの保管が不完全である、こういうことでございますので、今回の改正におきましては、安全な保管庫の中に、たとえ別に

施錠して保管しなければいけない、そういう保管管理の徹底というようなことを盛り込んだわけでございます。さらに、ライフル銃が犯罪に使われましたわけでございますが、そういう意味でできるだけそういう危害を少なくするというためには、ライフル銃の今後の需要というものを最小限度にしたい、こういうことでライフル銃の所持の規制というものを盛り込んだわけでございますが、そういうようなことでございます。

○和田静夫君 銃砲刀剣が介在する犯罪というのは、銃砲刀剣所持等取締法といったようなこういう法律を越えたところに発生をする、あるいはそれをほみ出たところから起る、こういうことはいえない側面だと思うのです。そういうことは、い必要になるのは、拳銃あるいはライフル銃、散弾銃の無許可の所持の状況、あるいは刀剣類の不法所持の状況の把握がやはり問題になると思うのです。警察当局はどういうような形で把握をしておられますか。

○政府委員(長谷川俊之君) いわゆる不法所持の銃砲刀剣でございますが、なかなかこれがどの程度あるのか、どういうことであるかというようなことは、率直に申しまして正確には私も把握できない状態でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、あるいは暴力団対策の最重点の一つとして、その他犯罪の予防の重点の一つといたしまして、不法所持の銃砲刀剣の取り締まりをいたしておるわけでございます。

で、昨年の例にとつてみますと、銃砲で不法所持で検挙いたしました丁数は二千三百三十七丁でございます。それから刀剣の関係では五千二百二十九振り不法所持で押収いたしておるわけでございます。

それからそのほかに発見——いまでも全然ないと思つたのが、たとえば長持ちの奥から出てきたというふうな、そういういわば形式的には許可を受けておらない刀剣銃でございますが、そういうものが昨年にはたいへん数が多いございまして、銃砲が約四千七十三丁、それから刀剣が六万八千

二十三振り、これだけまあ届け出されておるわけでございます。そういう状況でございます。かなりわれわれの把握しない不法、許可を受けておらない銃剣等があるのではないかと、いろいろに考えております状況でございます。

○和田静夫君 まあ戦後の混乱のときに、やっぱり刀剣類に対して愛着を持っている老人たちが非常にいらつしたと思つたのです。で、世代が変わって、なくなつたと思つた。遺品の整理というものを経ながら刀剣が出てくるという例は私は漸次ふえる傾向があると思つた。そこで、それがいま言われたように、たとえば昨年六万八千有余振りというふうなものが届け出によつてわかつた。すると、届けを推進させるような、そういう何か手配といいますが、そういうことはやっぱりやられておるわけですか。

○政府委員(長谷川俊之君) これは防犯運動の中の一つの項目といたしまして、そういうものにつきましては届けをしてもらうように、各府県警察のほうにおきまして努力をいたしておる状況でございます。

○和田静夫君 で、何といいますが、周知徹底方、強制を伴わない形で、どういう方法で一般民衆に対してやられておるのですか。

○政府委員(長谷川俊之君) これはまあいろいろ、たとえば今回の事件なんかがあった場合とか、そういうようなときは特にいたすわけでございますが、外勤警察官の巡回連絡をいたします際の一つの内容といたしまして、あるいはまた年末とか、そういういたしたときに防犯運動等を県ごとに行なうわけでございますが、そういう場合にやることもございます。

○和田静夫君 以前にかなり有名な相撲取りが外国巡業の際にピストルを買って持ってきたということで問題になりました。拳銃等の密輸の問題は、いま質問がございましたから触れませんが、私がお聞きしたいのは、駐留アメリカ軍人からの銃砲等のいわゆる横流しといいますが、流れたもの、それはどういふ現況にありますか。

○政府委員(長谷川俊之君) 私どもが事件その他で押収をいたしました銃砲につきまわしていろいろ調べまして、その結果、駐留軍から流れ出たものであるというものの状況を申し上げますと、昭和四十四年に押収しましたもの、これはほとんど拳銃でございますが、二百三十三丁のうち三十九丁、パーセントにいたしますと約一六%でございますが、これがまあ駐留軍の關係から流れ出たものである。それから昭和四十五年は二百四十五丁、全体で押収いたしておりますが、そのうちの二十六丁、約一割でございますが、これがまあ駐留軍關係から流れ出ておると、こういう状況でございます。

○和田静夫君 拳銃以外はありませんか。
○政府委員(長谷川俊之君) 昭和四十四年は拳銃だけでございまして、それから昭和四十五年の二十六丁のうち五丁は小銃でございます。
○和田静夫君 この中で流されたものと、それからおそろく駐留軍關係の保管倉庫などから盗まれたものとが混在をしておるのだと思いますが、そういう状況はわかりますか。

○政府委員(長谷川俊之君) この押収しました銃砲二十六丁ないし三十九丁のうち何丁が盗まれたものであり、何丁がまあ不正に流通したのであるかという資料がちょっとございせんので、申しわけありませんが、お答えできませんけれども、一方、米軍から盗まれた銃砲というのが一応わかります。それは昭和四十四年では四十三丁ありまして、昭和四十五年は七丁でございます。そんな状況でございます。

○和田静夫君 これは米軍の倉庫からいわゆる盗難にあった場合に届け出といいますが、連絡の關係はどういうふうになっておるのですか。
○政府委員(長谷川俊之君) 米軍のほうでそれがわかりますと直ちに地元の警察のほうに連絡がございまして、

○和田静夫君 押収をされたものの關係で昭和四十四年の三十九丁、四十五年の二十六丁、五丁の小銃を含んで、これらで犯罪に使用されたものは

ございまして、
○政府委員(長谷川俊之君) 手元に正確な資料がございせんので申しわけありませんが、私の記憶ではちょっとはっきり思い当たるものがございせん。

○和田静夫君 現在まで許可を受けてライフル銃を所持した者で、いわゆる「社会的危険性」をおかした者はありませんか。この提案理由の中で、たとえば九ページに、「現に所持の許可を受けてライフル銃を所持している者については、この基準に関する改正規定は適用しないこととしております。」と、こうなっているわけですね。これは後ほども若干触れたいと思うのですが、「ライフル銃の有する社会的危険性にかんがみ」云々となっているわけでしょう。そこで、所持の許可を受けてライフル銃を所持している者の特例との關係で、後ほど尋ねるために、その前提の条件として、現在まで許可を受けてライフル銃を所持していた者で、いわゆるこの提案の理由にある「社会的危険性」をおかした者はございせんか。

○政府委員(長谷川俊之君) 現在所持しているライフル銃でたとえ事故を起こしたとか、まあそういうようなことが「社会的危険性」になるわけでございますが、こういう場合におきましては、すべてその所持を取り消しをいたしております。そういうことで現在合法的に所持をいたしております者につきましては、いわゆるそういう社会的な危険性をおかした者はないというふうに私も考えております。

○和田静夫君 したがって、少なくとも過去において許可を受けてライフル銃を所持した者で取り消しの措置を受けた者、言ってみれば、社会的危険性を犯した者が存在をしたわけですね。そういう存在をしたという具体的な事実があるのに、なぜ、現に所持を受けている者もその危険性を犯さないという保証がないにもかかわらず、なぜここでは基準に関する改正の規定というのの適用除外をはかったのですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 確かに、ライフル銃を所持している者でも取り消しになるものがあるわけでございます。そういう意味で、現在持っている者につきましても全然危険性がないということとは言えないことは、先生のおっしゃるとおりでございます。しかしながら、今回の改正につきましては、先ほども申し上げましたとおり、やはり主眼は、将来にわたって効果的に抑制をしたということに重点を置いたこと、もう一つは、ライフル銃というものがやはり有害獣の駆除なり、あるいは狩猟というふうな方法によってその他の有害獣を少なくすることに貢献をいたしているわけでございます。そういう意味で、そういう社会的な利用性があるわけでございます。それで、現在持っている者につきましても、これを直ちに新しい基準で再審査をいたしますと、たいへん数が減ることになりまして、そういう社会的なライフル銃の目的に沿わない事態になることをおそれまして、現在持っている者につきましてもは既得権を認める。万一事故があれば直ちに取消すわけでございますから、そういうことでいきなり、こういうふうにかえられたわけでございます。

○和田静夫君 万一事故があった場合に取消すというのではたいへんおそろしいのではないですか。言ってみれば、ライフル銃等の所持許可を与えた者の中で事件があった、それらの経験をも踏まえながら法改正という道が出てきたわけでしょう、前段に尋ねたように。それらの一つ一つの点検、総合の理論的帰結として法改正が生まれた。そうすれば、そういう事態が今後所持許可を受けた者の中から皆無ではないということが考えられる以上、そこに対しては「チェック」をする状態というものは、法の改正と一緒に進められるのがあたりまえであるという考え方を、しるうとなり持つのですか、いかがですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 確かに、先生の御意見のとおりでございます。現在持っている者につきましても、全然危険性はなしとしないわけでは

ございまして、先ほど申しましたように、私ども立案をいたしました者は、先ほど申しましたような考えで御提案をいたしましたわけでございますけれども、現在持っている者につきましても、新しい基準等によりましていろいろ再検討をするということとは適当なことであるというふうに思っています。

○和田静夫君 そうすると、再検討するということとは、この法改正以降に残す、懸案の問題としていくと、こういうふうな理解をしておいていいのですか。
○政府委員(長谷川俊之君) 私どもそういうふうな考えをしております。

○和田静夫君 そうすると、この提案されている法律案というのはまだまだ不十分である、こういうことになりませんか、逆に。それはそういうことですか。
○政府委員(長谷川俊之君) ライフル銃の所持の規制を徹底するという観点から見れば、まあ十分の点もあろうかと思えます。

○和田静夫君 まあ不十分な点は十分に直していくというふうに理解をしておきたいと思えます。提案理由説明のその二です。まず美術館や科学博物館などで所持しているものが現在どのくらいあるのか、またその分布の状況はどういうふうになっておるのか。
○政府委員(長谷川俊之君) ちょっといま資料を探しておりますので、見つけましてお答え申し上げます。

○和田静夫君 それではその間に、「銃砲の保管状況について必要な報告を求めることができる」となっておりますが、その「必要な報告」とはどのようなことを予定していますか。
○政府委員(長谷川俊之君) どういう入れものに、どういう状況で、どういうふうにして保管をしているのかということ報告を求めたい、こういうふうな考えをしております。
○和田静夫君 これらの報告を求めたいということとは、定例的に報告を義務づけたいということですか

か。
○政府委員(長谷川俊之君) 定例的に報告を求めますが、同時にいろいろな事件等がありましたような場合、随時やはり報告を求めたいと、こういうふうに考えております。

○和田静夫君 一〇ページのその三、「業務その他正当な理由による場合を除いては、」とは、いかなる場合をさしますか。

○政府委員(長谷川俊之君) 「業務その他正当な理由による場合を除いては、」まあ業務の場合には、これは模造銃砲、模造刀剣等を販売する業務のために持つような場合でございますが、「その他正当な理由」というのは、たとえば現在模造刀剣を例にとってみますと、居合の練習などに使われておるわけでございます。そういうことでその刀剣を携帯しまして、ある道場へ居合の練習に行くと、こういうような場合をさしておるわけでございます。

○和田静夫君 さっきのまだわかりませんか。

○政府委員(長谷川俊之君) いま手元にあります資料では、美術館用と、それから試験研究用が一緒になっておまして、申しわけないのでございますが、その関係の銃砲は二十九丁でございます。それで内容は、拳銃が九丁、ライフル銃が一丁、散弾銃が十二丁、空気銃が五丁、その他が二丁、二十九丁でございます。

○和田静夫君 分布の状況ですね、どこにあるのですか。

○政府委員(長谷川俊之君) ちょっとその点が正確な資料がございせんが、公立の博物館といえますか、試験研究以外はそういうところとか、国の美術館、博物館、そういったところに保管されておると思いますが、どこに何丁というのはいちよつといま資料がございせんので申しわけありません。できるだけ早くいまの御質問の点につきましては、資料をつくりまして提出したいと思ひます。

○和田静夫君 これらのところにおける保管義務あるいは報告義務、今日までの求められた報告の

状況、どうなっておりますか。

○政府委員(長谷川俊之君) こういう関係ところに保管されております銃砲につきましては、現在の二十八条によりましてそれぞれの管理者から記録票を作成をいたしまして、警察のほうに報告を提出していただいております状況でございます。

○和田静夫君 そうでしょう。そうすると、二十八条に基づいて報告が上がつてくれば、いまの第一問に答えられないということにはならないので、報告が上がつてこないのじゃないですか。どこにどういう状態であるかということがわかつていないはずでしょう、報告が上がつてくれば。

○政府委員(長谷川俊之君) 府県の警察とか、そういうところには報告がきているわけでございしますが、それらを集計した資料がいま手元にございませんので、申しわけございませんけれども、お答えができませんでした。

○和田静夫君 府県警察等が上がってればすぐ調べられるということになるのですが、資料としてはすぐ出るといふことになりませんか。何も意地悪なことを言うつもりは全然ないですが、どうもこの辺のいわゆる報告というものをお集めになつてはいいないのじゃないかと思われるのです。案外この辺、穴になっていないかという感じがするのです。

○政府委員(長谷川俊之君) 報告は、やはり記録票を作成してこちらに報告をいただいておりますのでございしますが、ちよつと、それをただいま直ちに御答弁のできるような資料を手元に持つておりませんので、申しわけございませんけれども、できるだけ早く調べまして提出したいと思ひます。

○和田静夫君 後ほど、これは約束されたとお

り、資料としていただきます。

次に、交番などから拳銃等の強奪、盗難が最近目立ちますね、交番が襲われるなど。その保管などについての対策を特にお考えになつていますか。

○政府委員(富田朝彦君) 警察におきまする拳銃の管理、これにつきましては、その拳銃が持つております性能等からいたしまして、警察として最も厳重に管理をいたしておりますところでございします。したがって、警察署におきましては、厳重な保管、もしくは旧式の警察——まだ建てかえ前の警察にありましては、相当堅牢な大型の金庫、これに保管をいたしまして、監督責任者がその管理に当たつておるといふのが警察署の現状でございます。その他、学校等にも訓練用の拳銃を所持いたしておりますが、これも同じように厳重な管理をいたしておりますところでございます。

ただ、交番等におきましてはどうか、こういうことでございしますが、これは制服勤務者でございますので、勤務中は原則として自分の身につけておるといふのが原則でございます。ただ、休憩中はどうかということになりますと、休憩中は休憩所がございしますが、そこに、これは簡単にはあかない形の保管庫を全部駐在所、派出所に整備をいたしております、ここに格納をいたしまして休憩をする、こういう形をとっております。しかしながら、上赤塚交番のように、あは未遂であります、たやすく取れるものというふうな感じ、飛び込んでくるものもございすけれども、この奮取といひますか、盗難にかつた拳銃の件数というのはいきわめてわずかでございします。

○和田静夫君 自衛隊の銃砲の保管状況というものはおわかりになりますか。

○政府委員(長谷川俊之君) 自衛隊の関係につきましては、銃刀法の適用を除外いたしておるものでございします、よく私もわかりません。

○和田静夫君 自衛隊の銃砲等で盗難にあつたものが犯罪に使われたというふうなことはございせんか。

○政府委員(長谷川俊之君) そういう例は私ども聞いておりません。

○和田静夫君 武器製造所の保管状況ですね、これは警察ですか、通産省ですか。

○説明員(山形栄治君) 武器の製造所におきまする保管につきましては、武器等製造法の規定に基づいて要件を定めておるわけでございしますが、現行の施行規則の二十条で、「確実に施錠できる銃を備え、かつ、盗難の防止のために適当な構造を有するものであることとする」ということになっておりますが、なお、これの詳細につきましては、通産省を通じて、この保管の設備が鋼鉄製であり、簡単に持ち運びができないような重量を有すること、それから十分な収容能力があること、これは十分な収容能力がございせん、近辺に、外に放置するようなことが起こりますので、十分な収容能力があること等を明細にきめて現在運用しております次第であります。

○和田静夫君 過疎地帯などで、こういう銃砲等の製造の工場誘致なんかを散見するわけですが、そこにおける保管状況というものは、かなりばくは指導しなければならぬと思ひますし、零細企業は指導しなかつたから、資金的な援助も、お宅のほうでは補助等については十分考えなければならぬと思ひますが、その保管庫などのいわゆる定期的な検査といひますか、そういうものは定例的にやはりやられるわけですか。

○説明員(山形栄治君) 現在、武器等製造法に基づきまして、定期的な点検調査をすることになっておりますが、現状におきましては原則として年大体二回、点検といひますか、を行なつております。

○和田静夫君 その製造所から、いわゆるメーカーから運搬をされる銃砲のほうがお宅の管轄です、その運搬の途次における今後は犯罪などというものが、いまの世情の中から考えられないことはないわけですね。それらに対してはどうですか、何か特別なことをやられてはいるわけですか。

○説明員(山形栄治君) 先生のおっしゃいますように、これからそういうことが起こる可能性は私はあると思うのでございしますが、現在までのところでは、製造業者から販売業者の段階への輸送の

途中におきまして、これが盗難にあうというよう
なことは現在まで起こっておりませんで、特別の
われわれ規定を考えているわけではございません
ですけれども、メーカーと販売業者、両者間の非
常に嚴重な心がけといえますか、配慮で、従来問
題が起こっていないのじゃないかとわれわれは確
信をしておる次第でございます。

○和田静夫君 今度の場合には銃砲店に押し入っ
たというふうな状態であらう事件が起こってお
るのですが、私は、将来的にはいま申し上げたよ
うなことが一つ危惧される問題としてあると思
うのです。

そこで、警察側にお聞きしたいのですが、火薬
等の運搬についてはお宅の管轄で、公安委員会
許可をしておるその許可条件の中に、たとえば
まのようにメーカーに銃砲を取りに行ったその途
次、火薬を積んでというふうなことは許されな
いことになっていませんか。便宜的にはそれをや
らうと思えば販売店のほうでできますか。

○政府委員(長谷川俊之君) 確かに火薬の運搬
の場合におきましては、そういう許可を公安委員
会のほうでいたすわけでございますが、届け出を
受けてから条件をつけるわけでございますが、い
ままでそういう、たまたまあれを一箱というの
と私、聞いておりません。そういうことでござ
いまして、府県によって違ふかもしれませんが、火
薬の運搬をするときは、それを明文で、銃砲等
とともにしてはならないという明文は入ってない
んじゃないかと思うのでございますが、一線にお
きましては、危険性にかんがみまして、そういう
ことはいたしておらないというふうに思います。

○和田静夫君 その火薬等の、いわゆる率直に言
えばたまたまです。たまたま運ぶときの監視
体制といえますか、運搬の体制というものは特
別に何か措置されていますか。

○政府委員(長谷川俊之君) これは量にもよ
りましかつ、やはり相当量になりますと—数量
はちよつとあれでございますが、まず、その運搬
する車の前にもう一つの車をつけさせる、それ

ら相当量になればさらにうしろにもつける、それ
で運搬の車に監視員を乗せると、そういうような
ことはやらしておる状況でございます。

○和田静夫君 私どもそこは勉強なんです
が、考えられるところでは、いま言いました火薬
等の運搬の許可基準の中に銃砲等を同時に積載
することができないなどというふうなことが、も
う少し強く指導されたいといへんな危険が今後
においては予想されるような気がするのですが、
いかがですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 仰せのとおりで
ございまして、至急詳しく検討いたしまして、そ
ういふ点がないようであれば、明文でそういう
ことを禁止するように指導したいと思ひます。

○和田静夫君 若干、逐条約に質問いたしま
すが、四条の關係で、先ほどもちよつと聞きた
が、新たに動物麻酔銃を許可対象に加えた理由
というのは特別に何かありますか。

○政府委員(長谷川俊之君) 先ほど御説明
いたしましたように、現在までは四条の一号の
有害獣駆除のための空気銃、こういうことで許
可をいたしておりましたのを、実態をいろいろ
検討してみますと、有害獣駆除のためという
ではなくて、治療等のための麻酔のために使
われるのでございまして、それを二号のほう
に移しまして実態に合うようにいたしました
のでございます。

○和田静夫君 前に質問があつたかもしれ
ませんが、四条の二の「必要がある場合」とい
うのは、これはどういう場合ですか。

○政府委員(長谷川俊之君) これは、先ほ
ども御説明いたしましたように、銃銃につきま
して電子計算機に登録をいたすわけでございます
。そういう場合に、日本の国内でできる銃銃は
行政指導によりましてそれぞれ固有の番号を
打つてあるわけでございますが、まれに外国
から入った輸入された銃銃の中にすでに登録
をしております。そういうときはたいへん不便
でございますので、そ

れを連う番号に打ちかえると、こういうこと
でございます。

○和田静夫君 第五条の關係で、先ほども
あ全体的な論議をやりましたから、もうやめて
おきますが、このライフル銃の許可基準がき
びしくなつてくるのに、継続して十年以上
第四條第一項の規定による銃銃の所持の許可
を受けている者を特別扱いにしているのと、
あるいは附則三項に関連していてもいえず
ますが、こういう犯罪は突発事故的な性格
を強く持つてゐる以上、十年以上銃銃であ
つたか、先ほど意見の交換がありましたから
各条のところで主張だけいたしておきます。

そこで、十條の三ですが、これは個人
による銃砲の保管について規定したものと
思われます。銃砲店における保管については
どういふふうな規定をしておるのですか。

○政府委員(長谷川俊之君) これは銃砲
店の關係の保管につきましては、武器等製造
法によるわけでございます。今回の法律では
附則の五項に武器等製造法の一部改正を、
資料では四ページの終りのほうでございま
すが、「十九條の次に次の一條を加える」と
、こういうことで保管管理のことに厳格に
することにいたしておる状況でございます。

○和田静夫君 最後に、警察官による銃
砲の取り扱ひについて触れておきますが、
いま警察はライフル銃を何丁お持ちにな
つてあります。

○政府委員(富田朝彦君) 四十五年度
末で五十丁所持いたしております。

○和田静夫君 その使用規程というものは
当然ございましょう。

○政府委員(富田朝彦君) これはライフル
に限らず警察官が所持をいたしております
拳銃につきましても同様の性能を有して
おりますので、拳銃並びにこのライフルは
警察官職務執行法の第七條、武器の使用
というものに使用の根拠を置いておるわけ
でございます。さらにこれをライフルにつ

ましては、その性能が拳銃よりはすぐれて
おりますので、そういう見地から通達を
しまして、国家公安委員会規則で定めて
おります警察官けん銃等使用および取
扱いの規範、これに使用の厳格なワ
クをはめておるわけでございますが、
それに準拠することを指示をいたし、
さらにこのライフルの使用に当たり
ましては、警視總監または道府県
本部長もしくはその特命を受けた
警察幹部が現場においてい
わゆる使用の命令を發したとき
にのみ使用できる、かような
嚴重なワクをはめまして、
万一使用いたしました場合でも
その適正を期しておることで
ございまして。

○和田静夫君 この通達というものは、いつ
出されたのですか。

○政府委員(富田朝彦君) その通達は
四十五年六月一日でございま
す。

○和田静夫君 四十五年六月一日と言
いますと、これは広島事件が起
つたあとですね。

○政府委員(富田朝彦君) おしやると
ございまして、これは先ほど申
上げましたように、すでに四
十四年度におきまして、金
婚老事件等の教訓にかんが
みまして、ライフル銃二十
五丁を四十四年度には請
求をいたしたわけであり
ますが、当然これは警職
法七條に基づいてござ
いまして、先ほど申し上
げた警察官けん銃等使
用および取扱いの規範
というものに基つて行
なわれるべきものであ
る。同時に、使用され
る場合には当然本部長
から警察庁の意向を確
かめるといふような周
到な配慮をいたさ
い、こういういわゆる
内部指導を行なつて
おつたものであります。

○和田静夫君 そうしますと、まあ
そういう内部的な指導
が行なわれていて、し
たがつて、現地に
おけるところの幹部
の判断と命令によつ
て瀬戸内海における
あのライフルの発射
の行為があつた、こ
ういふふうに理解
してよろしいわけ
ですね。

関する請願(二通)

請願者 東京都青梅市東青梅三ノ一三ノ

二山村音松外一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二六九号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区富久町六〇 佐藤光

子外一名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七〇号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都中野区中野五ノ六〇ノ一六

相模誠次外一名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七一号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区桜台三ノ三 浅生栄

一外一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七二号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都品川区北品川二ノ二七ノ八

林高太郎外一名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七三号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都北区十条仲原三ノ一一 一 崎

野三津雄外一名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七四号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都町田市玉川学園八ノ一六ノ

一一 秋元トミ外一名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七五号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都府中市宮町一ノ三三ノ一〇

渡辺鉄治外一名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七六号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区西池袋五ノ一〇ノ二

三 河村弘次外一名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七七号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原四ノ二九ノ一四

伏見蔵光

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七八号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市千人町二ノ一一ノ

四 外塚徳二外一名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二七九号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都小平市学園東町五四ノ九

白石安友外一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八〇号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区西大久保二ノ一七五

佐久間金作外一名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八一号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都青梅市黒沢二、一九八

柳井十外一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八二号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区南荻窪三ノ二七ノ二

○ 在田勉外一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八三号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都町田市本町田二、九三六

蛭田万寿外一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八四号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区桜新町一ノ三ノ六

松本重雄外一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八五号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都大田区東矢口一ノ一四ノ三

原田貞光外一名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八六号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 神奈川県相模原市相武台団地二ノ

七ノ六ノ三六 和島俊英外一名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八七号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都北区志茂一ノ三二ノ一〇

野沢きよの外一名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二八八号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都港区北青山一ノ六ノ一五ノ

三〇 矢崎泰明外一名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二八九号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都江戸川区松島三ノ二七ノ八

根本清外一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都新宿区下落合四ノ二六ノ一

九 菅原徳治外一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九一号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都練馬区土支田町七九八 石

井見外一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九二号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都品川区豊町六ノ一四ノ二

柏木源蔵外一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九三号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都豊島区長崎四ノ四八ノ一

〇 栗原英次外一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九四号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都北区桐ヶ丘一ノ六E八ノ四

〇三 齊藤東吉郎外一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九五号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七〇

ノ一八七 大畑豊外一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九六号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都練馬区北町七ノ一九ノ一

九 津村作太郎外一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九七号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都町田市鶴川四ノ二五ノ一

六 島野武外一名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九八号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都中野区南台五ノ三二ノ五

桑原富蔵外一名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第二二九九号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都江東区潮見一丁目 山本勘

蔵外一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第三〇〇〇号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都大田区南千束一ノ五ノ一

宇田川庄次郎外一名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第三〇〇一号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ四ノ一

二 徳田キヨノ外一名

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第三〇〇二号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都中央区日本橋箱崎町二ノ三

一 磯谷順三外一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第三〇〇三号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都北区滝野川五ノ五三ノ一四

小川参次外一名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第三〇〇四号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都町田市玉川学園八ノ一六ノ

一 秋元初太郎外一名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第三〇〇五号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(一通)

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九七二 岡

本広三郎外一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二二六六号と同じである。

第三〇〇六号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都大田区山王二ノ二九ノ三

藤城一郎外一名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三〇七号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都文京区本駒込三ノ三九ノ五

岩沢光之助外一名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区北町二ノ一一ノ三ノ

一〇二 大坪寿太郎外一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三〇九号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都江東区白河四ノ一ノ一二ノ

一〇四 川原井續子外一名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三一〇号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都青梅市友田町三ノ一二五

梶頼助外一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三一一号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区南長崎町五ノ二五ノ

三 荒野喜美子外一名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三一二号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区喜久井町六二 金城

芳子外一名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三一二号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願

請願者 神奈川県川崎市木月三ノ五八五

西尾一二

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三一四号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願

請願者 東京都府中市幸町二ノ六ノ五 中

西良勝

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三一五号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町六二三

秋山常三

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第二三一六号 昭和四十六年二月二十五日受理

地方公務員退職年金(遺族、廃疾を含む)の増額に

関する請願

請願者 東京都足立区本木南町五ノ五 片

野弥五兵衛

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

昭和四十六年三月十六日印刷

昭和四十六年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局